平成２１年（フ）第３８３９号
札幌市東区北37条東７丁目１番１号　セブン37―202
債務者　宮原　　裕
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４３号
札幌市白石区東札幌２条５丁目12番３―202号
債務者　山崎　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８６９号
北海道石狩郡当別町東町940番地１　町住401号
債務者　飯利　　薫（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７４号
札幌市中央区南12条西17丁目１番30―106号
債務者　福田あけみ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０７号
札幌市東区北９条東８丁目４番12号　グランドール稲上208号
債務者　藤本　　舞
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２４号
札幌市南区藤野２条12丁目14番11号
債務者　千葉　順子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３０号
札幌市北区新琴似５条１丁目４番１号　佐和乃マンション201号
債務者　上野千夏子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９３６号
札幌市中央区南３条西25丁目２番11号　シャイン円山公園Ｂ棟206号
債務者　遠藤　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１８０号
愛知県海部郡大治町大字西條字柳原95番地の１　リトルホリデー205
債務者　進藤　雅也
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７号
松江市比津が丘４丁目３番10―102号、前住所松江市国屋町378番地２
債務者　福井　　正
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５００号
青森市沖館３丁目２番51号　柿崎アパート６号
債務者　松島　達朗
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
青森県上北郡横浜町字百目木137―２　古澤方、住民票上の住所青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木86番地177
債務者　清藤　　武
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
青森県上北郡横浜町字百目木137―２　古澤方、住民票上の住所青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木86番地177
債務者　清藤　育美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
群馬県桐生市浜松町２丁目３番48号
債務者　岡田　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１４５号
群馬県桐生市宮前町１丁目３番33号
債務者　奥澤　雅巳
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１５３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美648番地３　プルミエ徳聖Ｂ―201
債務者　本間　友和
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第４７０号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島162番地20
債務者　鐘ケ江勝則
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係